

武蔵国横見郡久保田村における村鎮守造営と新井家

太田 弥保

一 はじめに

近世における村鎮守に関する論稿は、歴史学を始め、民俗学などの観点から数多くあり、枚挙に暇がない。その中で、埼玉県域に関する代表的な論文は以下のようにあげられる。まず、西木浩一は、「長吏」村であった下和名村の事例を取り上げ、村人の重層的な信仰の構造を把握し、近世後期における鎮守再建過程において、「長吏」身分の村が、百姓身分の村々や商人間のネットワークを使い活動している点を指摘し、それが地域的身分秩序の崩壊につながったとしている¹⁾。次に、朴澤直秀は、武蔵国における新義真言宗寺院の運営と村方の世話人との関係を考察した論稿の中で、新義真言宗寺院が村鎮守の祭祀に関わり、実質的な別当寺の役割を果たしていたと述べている。また、田中洋平は武蔵国に於ける鎮守別当の数量的把握を試み、武蔵国の村鎮守については真言宗寺院がその別当となっている事例が多いことを指摘した²⁾。また、田中は別稿で、村鎮守祭祀における別当寺の活動を、修験寺院である林蔵院を取り上げて分析している³⁾。このように埼玉県域に関する村鎮守に関する論考は、身分論や、その別当寺を務めた仏教寺院に関する考察の中で取り上げられてきた。こうした先行研究では、既存の信仰対象である鎮守の運営維持が焦点となっている。これに對

し本論稿では、村方文書に信仰や交流などの文化的要素が加えられる一八世紀後半に、新たに村鎮守の社殿を造営した事例を取り上げ、造営過程における村役人層の役割と村人の活動を分析したい。

武蔵国横見郡久保田村は現在の埼玉県比企郡吉見町久保田にあたる。現在では比企郡の一部となっている同地域は、近世までは横見郡であった。その中で久保田村は南部に位置し、比企郡との郡境に近い比企丘陵の東隣、荒川通大圍堤の南西部、荒川の流れによって作られた自然堤防上に立地している。地域の西部を用水が縦断し、用水に沿って集落が開示している。集落は、用水と松山・桶川通が交差する辺りから道沿いに街村状になっており、全体としてL字型となっている。この本村とは別に、荒川と大圍堤の間に近世前期に開拓された持添新田がある。

横見郡の開発は、吉見百穴に代表されるように比企丘陵突端部と、荒川の自然堤防上を中心に、古代から行われていた。特に久保田村周辺には、中世以来の由緒を持つ、息障院や岩殿山安楽寺などがあり、周辺村と同様に久保田村も中世において開発されていた集落であると考えられる。近世において久保田村は、慶長十七年（一六一二）頃の伊奈氏による検地が行われ、それ以後宝暦十三年（一七六三）に佐倉

武蔵国横見郡久保田村における村鎮守造営と新井家（太田）

関連年表

年	西暦	支配所	新井家代々	鎮守造営	その他
宝永六年	1709	雨宮勘兵衛 (中略)	久太夫(名主役)	<ul style="list-style-type: none"> ・武蔵国横見郡久保田村神社書上帳 (NO. 2977) に飯玉明神の記載あり、別当無量寺、朱印十石の内となっている。【史料一】 ・鎮守宮建立金預ヶ帳 (NO. 2449)、内容記載は明和元年 (1764) までとなっている。 ・神社について新たに二社が勧進されている様子がわかる。【史料二】 	<ul style="list-style-type: none"> ・寛保二年の水害(大田堤決壊)
享保十七年	1732	伊奈半左衛門	<ul style="list-style-type: none"> ・鎮守宮建立金利足仕上帳 (NO. 2450) が初見、預け金の元利を取り立てていることがわかる。 ・鎮守宮建立人馬遣方帳 (NO. 2462) など本格的な鎮守の建設作業が行われる。 ・四月、建設作業が終わり遷宮祭事が執り行われる。 ・鎮守分小作取立帳 (NO. 2473) が初見、鎮守分となった耕作地から作徳を取り立てていることがわかる。 ・鎮守分小作取立帳 (NO. 2495) がこの年以後見られなくなる。 ・無量寺の造営事業が始まり、鎮守建立金の回収が取り止めになる。【史料五】 		
享保十八年	1733	柴村藤右衛門			
元文元年	1736	伊奈半左衛門			
寛保二年	1742	菅沼久次郎			
寛保三年	1743				
寛延二年	1749	鵜飼左十郎			
寛延三年	1750	万年七郎左衛門			
宝暦七年	1757				
宝暦九年	1759				
宝暦十一年	1761	泉本儀左衛門			
宝暦十三年	1763	佐倉藩領			
明和元年	1764		宇左衛門(名主役)		
明和二年	1765		久太夫没		
明和七年	1770				
安永五年	1776				
安永七年	1778				
天明七年	1787				
天明八年	1788		十郎右衛門(名主役)		
寛政五年	1793				
寛政十年	1798				
文化十一年	1814		宇左衛門没		
文政四年	1821		休太夫(名主役)		
文政六年	1823				
文政十三年	1830				
天保五年	1834		十郎右衛門没		

・休太夫、「吉見旧事考」を著す

藩領となるまで幕領であった。村高は横見郡内でも最も多く、天保郷帳によると一三九六石余となっている。相給となったことはないが、村政上は四つの組分けがされ、それぞれの組の石高は約三〇〇石前後であり、それぞれに名主・組頭が立っていた。領主から下付される年貢割付状や、村側から提出される宗門人別帳なども組毎に作成されている。組の名称は名主の名前に組を付けたもので、名主が代わると組の呼び名も変わった。

平成二二年度より当文書館で公開の新井(仇)家文書(以下、新井家文書)を所有している新井家は、四組中で三三〇石余を有した組の名主を代々勤めた家である。家伝によれば、新井家の祖である新井八郎左衛門義堯は、松山城主に仕え、松山城落城のちに帰農したとされている。⁽⁵⁾ 全点数は約三一〇〇点であり、約半数が近世・近代の一般的な村方文書にあたり、慶長期の検地帳⁽⁶⁾、年貢割付状⁽⁷⁾、村入用帳⁽⁸⁾なども通年のにのこされている。残りの約半数は、一八世紀中期より当主が愛好した俳諧に関する文書群である。新井家第五代久大夫は宝永六年(一七〇九)より宝暦一二年(一七六二)まで約五十年間に渡り名主の職にあった。俳号を市桃、または交時庵といった。次に、名主職を継いだのは第七代宇左衛門である。宇左衛門は宝暦一三年(一七六三)より天明七年(一七八七)に渡って名主役を務めていた。俳号は野松、または鏡裏坊といい、東武獅子門の玄武庵の弟子となった。⁽⁹⁾ 新井家文書には宇左衛門が公私に渡り記した文書が多数あり、またその特徴的な筆跡から、無年号のものであっても、宇左衛門期の文書であると特定できるものがあった。⁽¹⁰⁾ 新井家文書には延享期より小作関係の帳簿⁽¹¹⁾がのこされ、同家が土地経営をしている様子がわかる。一八世

武蔵国横見郡久保田村における村鎮守造営と新井家(太田)

紀後半の持高は、約八十石余であり、村内では突出して多かった。

二 鎮守造営以前の神社

造営過程の分析に入る前に、一八世紀前半の久保田村における神社の様子を提示しておきたい。【史料一】は享保一八年(一七三三)、久保田村が当時の支配代官であった伊奈半左衛門に、村内の神社とその敷地を書上げ提出した文書である。

【史料一】「武蔵国横見郡久保田村神社書上帳」⁽¹²⁾

(表紙)

一 享保十八年

武蔵国横見郡久保田村神社書上帳

丑 十一月

横見郡御所村息障院末寺

御朱印拾石之内

一、境内千五百坪

愛宕山寿明院無量寺

御朱印慶安元年より享保十八年迄八拾六年、寺起立之儀相知不申候

右御朱印之内

飯玉明神之社

一、社地七百五拾坪

別当 無量寺

飯玉明神当村鎮守二御座候、起立相知不申候

御除地九畝拾歩 横見郡御所村息障院門徒

一、境内式百八拾坪 真言宗 無山号 広楽寺

御除地境内之儀、延宝六年御検地御水帳ニ乗申候、寺起立之儀相知不申候

寺式ヶ所

社地一ヶ所

右は久保田村之内寺社吟味仕、書面之通相違無御座候、以上

横見郡久保田村

名主 久太夫

享保十八年丑十一月

同 惣兵衛

同 源次郎

同 佐五右衛門

伊奈半左衛門様

同 組頭 茂右衛門

同 御役所 平兵衛

この時期、久保田村には、武蔵国横見郡御所村息障院末寺新義真言宗無量寺と、同じく息障院門徒広楽寺の二ヶ寺と、飯玉明神社が一社あったことがわかる。いずれも起立の経緯は分らないが、慶安期の朱印状や、延宝期の検地帳において除地とされた土地があり、古くから同地に存在した寺社であることがわかる。無量寺は、久保田村内の北にあり、新井家が名主を務めていた組に立地していた。寛永年間には息障院の末寺となり、慶安元年(一六四八)に朱印地十石を賜っている。その後、一度は寺格を下げられ門徒となるが、元禄十三年(一七

表1 武蔵国横見郡久保田村宇左衛門組持高表

寛延二年 (1749) 宗盲人別帳		宝暦十三年 (1763) 宗盲人別帳	
持高(石)	家主	持高(石)	家主
79.805	御所村息障院	78.989	御所村息障院
10.227	御所村息障院	10.216	御所村息障院
7.978	御所村息障院	7.753	御所村息障院
4.744	御所村息障院	6.896	御所村息障院
3.697	御所村息障院	3.911	御所村息障院
3.465	御所村息障院	2.643	御所村息障院
0.533	御所村息障院	0.533	御所村息障院
0.062	御所村息障院	0.32	御所村息障院
		0.06	御所村息障院
7.284	久保田村無量寺	9.225	久保田村無量寺
2.552	久保田村無量寺	4.683	久保田村無量寺
2.528	久保田村無量寺	3.455	久保田村無量寺
2.163	久保田村無量寺	2.812	久保田村無量寺
2.048	久保田村無量寺	2.449	久保田村無量寺
1.739	久保田村無量寺	2.052	久保田村無量寺
1.614	久保田村無量寺	1.874	久保田村無量寺
1.563	久保田村無量寺	1.844	久保田村無量寺
1.5	久保田村無量寺	1.614	久保田村無量寺
1.101	久保田村無量寺	1.563	久保田村無量寺
0.714	久保田村無量寺	1.047	久保田村無量寺
0.602	久保田村無量寺	1.041	久保田村無量寺
0.502	久保田村無量寺	0.987	久保田村無量寺
0.443	久保田村無量寺	0.773	久保田村無量寺
0.347	久保田村無量寺	0.719	久保田村無量寺
0.242	久保田村無量寺	0.701	久保田村無量寺
記載なし	久保田村無量寺	0.669	久保田村無量寺
記載なし	久保田村無量寺	0.482	久保田村無量寺
		0.067	久保田村無量寺
2.8	万光寺村万蔵寺	1.208	万光寺村万蔵寺
3	大和屋新田安養寺	3.3	大和屋新田安養寺
2.972	大和屋新田安養寺	1.777	大和屋新田安養寺
6.475	瀧馬宝村浄勝寺	7.175	瀧馬宝村浄勝寺
朱印10石	御所村息障院	朱印10石	御所村息障院

*No.2939「宗盲人別帳(巻末五人組帳)」、No.2944「宗盲人別帳(巻末五人組帳)」より作成

〇〇)に再び息障院より法流を相伝し、末寺となった。一方で、【表1】をみると、宇左衛門組の中で最も持高の多い、名主新井家(宇左衛門)は御所村息障院を檀那寺としている。久保田村では、新井家を始めとして村役人層は中世以来の由緒を持つ村外の寺院を檀那寺とし、持高が比較的少ない小百姓層が無量寺を檀那寺としていた。無量寺が別当を務めていたのが飯玉明神社である。境内地は、無量寺の朱印地十石の内となっている。飯玉明神社は「当村鎮守ニ御座候」とあり、この神社が久保田村の村鎮守である。しかし、同年の村明細帳には神社に関する記載はなく、また神職や修験者の記載もない。村鎮守とは表現在されていても、実質的な管理運営がされていなかったと考えられる。

次に【史料二】を検討したい。【史料二】は、享保一八年（一七三三）より約二十年後の宝暦九年（一七五九）、当時の支配代官万年七郎左衛門へ久保田村が、神社地を取り調べて提出した文書である。

【史料二】差上申一札之事（久保田村神社書上二付）¹⁷⁾

差上申一札之事

武州横見郡久保田村

同郡御所村息障院末寺

無量寺御朱印高拾石之内

別当

一、正一位飯玉大明神社

真言宗 無量寺

久保田村中鎮守

同 息障院門徒

別当

除地五拾坪程是ハ水帳ニも無御座候、前々より除地と申伝候

一、稻荷社

真言宗 広楽寺

別当

除地五拾坪程是ハ御水帳ニも無御座候、前々より除地と申伝候

一、神明社

真言宗 無量寺

同村新田鎮守

右は当村ニ前々より在之候神社之分書面之通ニ御座候、右御尋ニ付申上候

武州横見郡

久保田村

名主 宇左衛門

同 十兵衛

同 佐五右衛門

惣兵衛組

与頭 嘉左衛門

同 庄右衛門

同 源右衛門

同 三左衛門

同 佐内

卯 九月

万年七郎左衛門様

御役所

享保一八年（一七三三）に対して、二社が加えられ、久保田村内の神社は三社となっている。その内一社は新田地内の神明社であり、久保田村本村には村鎮守である飯玉明神社と稻荷社があったことがわかる。稻荷社の別当寺は広楽寺となっており、二十年間に新たに勧進されたものである。稻荷社と神明社は、二社ともに除地となっているが、検地帳への記載はなく、「前々より除地と申伝候」となっている。

三 鎮守造営

(一) 入用金負担

前項において、近世中期、久保田村には神社が三社あり、うち二社

武蔵国横見郡久保田村における村鎮守造営と新井家（太田）

表2 鎮守宮建立金預ヶ帳

年	西暦	人名	金	組・小字	持高
寛延二年	1749	藤四郎	1分760文	久太夫 (宇左衛門) 組	10石
		三郎左衛門	1分894文		
寛延三年	1750	藤四郎	320文	あかき	
		三郎左衛門	820文		
宝暦元年	1751	平兵衛	1分492文		
		次右衛門	560文		
宝暦二年	1752	清左衛門	2分		
		清左衛門	1分400文		
宝暦二年	1752	善次郎	700文		
		佐右衛門	2分		
宝暦四年	1754	新七	1分545文		
		新七	539文		
		善左衛門	2分		
		儀兵衛	2分		
		領七	2分		
		源左衛門	2分		
		庄右衛門	2分		
		茂左衛門	2分		
		彦八	2分		
		五郎左衛門	2分		
		幸右衛門	2分		
		元右衛門	2分		
宝暦五年	1755	五郎左衛門	2分	久太夫 (宇左衛門) 組	7.9石
		幸右衛門	2分		
宝暦五年	1755	元右衛門	2分	久太夫 (宇左衛門) 組	1.1石
		新武吉	2分		
宝暦六年	1756	平吉	2分		
		大右衛門	2分		
宝暦六年	1756	安右衛門	2分	久太夫 (宇左衛門) 組	2.9石
		千之丞	2分		
宝暦六年	1756	半之丞	1分767文		
		半之丞	290文		
宝暦七年	1757	伊平次	2分	久太夫 (宇左衛門) 組	2.8石
		源八	2分		
宝暦七年	1757	源八	2分	上赤木	
		善右衛門	2分		
宝暦七年	1757	藤右衛門	2分	久太夫 (宇左衛門) 組	2.8石
		次右衛門	2分		
宝暦七年	1757	与右衛門	2分	丁上	
		三郎右衛門	2分		
宝暦八年	1758	半兵衛	2分	中組	
		寿山	2分		
宝暦八年	1758	与兵衛	2分	丁	
		与兵衛	2分		
宝暦八年	1758	権介	2分		
		作兵衛	2分		
宝暦八年	1758	左五右衛門	2分	久太夫 (宇左衛門) 組	0.2石
		仁兵衛	2分		
宝暦九年	1759	全三右衛門	2分	中新田	
		善善次郎	2分		
宝暦九年	1759	大善次郎	2分	久太夫 (宇左衛門) 組	1.6石
		加右衛門	2分		
宝暦九年	1759	物右衛門	2分	下宿	
		清平兵衛	2分		
宝暦十年	1760	与平次	2分	久太夫 (宇左衛門) 組	1.8石
		忠右衛門	2分		
宝暦十年	1760	友七	2分	赤木	
		次左衛門	2分		
宝暦十年	1760	直右衛門	2分	丁	
		儀左衛門	2分		
宝暦十年	1760	市五郎	2分	間ノ田	
		長平次	2分		
宝暦十一年	1761	善次郎	2分	下	
		勘六郎右衛門	2分		
宝暦十一年	1761	彦平	2分	赤木	
		彦平	2分		
宝暦十一年	1761	彦平	2分	久太夫 (宇左衛門) 組	3.4石
		庄左衛門	2分		
宝暦十二年	1762	又七	2分	下宿	
		太郎兵衛	2分		
宝暦十二年	1762	平八	2分	上	
		平右衛門	2分		
宝暦十二年	1762	六平	2分	丁前	
		半七	2分		
宝暦十二年	1762	又助	2分	間ノ田	
		又右衛門	2分		
宝暦十三年	1763	新次郎	2分	中新田	
		新次郎	2分		
宝暦十三年	1763	次郎右衛門	2分	丁	
		伝兵衛	2分		
明和元年	1764	善右衛門	2分	間ノ田	
		庄左衛門	2分		
総計		86名	192分 (48両)		

*新井 (仇) 家文書2449「鎮守宮建立金預ヶ帳」より作成

が一八世紀に勧進されたものであることを確認した。この動きの中で、村鎮守の造営の具体的な行動が起こるのには、寛延二年(一七四八)である。この年から神社建立のための資金調達として、村人に金二分ずつを貸し付け、毎年永百文を利足として取り立てていた。同じ横見郡の下和名村における村鎮守再建事業を取り上げた西木の論文¹⁸⁾では、隣の比企郡松山町で行われる頼母子講に参加することにより、資金を調達しようとしたと指摘しているが、久保田村ではそういった動きは見られない。貸付けは明和元年(一七六四)まで約十五年間に渡って行われ、合計で四十八両が貸し付けられた。【表2】は「鎮守宮建立金預ヶ帳」より作成した。これをみると、宝暦四年(一七五四)から貸し付ける人数が増加し、分割貸し付けもあまり行われなくなってい

る。また、借主を見ると持高が一石を満たさない者もみられる。宝暦十一年(一七六一)時点での家数は、久保田村全体で一八五軒¹⁹⁾であるため、借主となった村人は全体の約四五%となる。久保田村の半数あまりが借主となっている。その一方で、新井家当主である久太夫や宇左衛門の名前はみられない。これは、村内の中で持高が多い村役人層は、貸付金の運営側となり、一般の村人を借主としていたことを指摘できる。明和二年(一七六五)からはその元利を計算した「鎮守建立金利足仕上帳」が作成されている²⁰⁾。貸付後から数年経つと当然ながら、返済が難しくなる村人が現れるようになる。明和五年(一七六八)二月には、「鎮守宮建立金元利三ヶ年賦割帳」作成されている。

【史料三】明和五年 「鎮守宮建立金元利三ヶ年賦割帳」²¹⁾

(前略)

仕上

一、金四拾壹兩貳分永百廿九文九分 元金

内

金壹兩三分永四文四分 組々取立

残金三拾九兩三分永百廿五文五分

一、金六拾六兩貳分永百拾五文九分 利分

外

金壹分永六拾壹文 米代

〆金六拾六兩三分永百七拾六文九分

内

金貳兩永四拾文三分 組々取立

金壹分永六拾壹文 米代

小以金貳兩壹分永百壹文三分

残金六拾四兩貳分永七拾五文六分

惣〆金百四兩壹分永貳百壹文壹分

三年割

金三拾四兩三分永六拾七文 壹ヶ年分可濟出仕

(後略)

明和五年(一七六八)時点で、返済が滞っている金銭は、元金分が「金三拾九兩三分永百廿五文五分」で、貸付元金四十八兩の内、未だ

武蔵国横見郡久保田村における村鎮守造管と新井家(太田)

九兩余しか回収されておらず、それに加え利足分が「金六拾四兩貳分永七拾五文六分」となっており、全体で「金百四兩壹分永貳百壹文壹分」となっている。この延滞金を三ヶ年賦で取立直し、一年に「金三拾四兩三分永六拾七文」の回収を計画していた。

【史料四】明和八年 「鎮守宮建立金地所請取帳」²²⁾

(前略)

仕上

一、金三拾九兩三分永百廿五文五分 元金

一、金六拾四兩貳分永七拾五文六分 利分

〆金百四兩壹分永貳百壹文壹分

内

金四兩三分永四拾八文四分 子年取立

金壹兩壹分永百三拾九文五分 丑年取立

小以金六兩永百八拾七文九分

残金九拾八兩壹分永拾三文貳分

内

金壹兩壹分永拾七文六分 寅年取立

金貳分永七拾五文五分 卯年取立

小以金壹兩三分永九拾三文壹分

残金九拾六兩壹分永百七拾文壹分

(後略)

三ヶ年賦の明けた明和八年(一七七二)三月には、再度取立金の勘定が行われている。【史料四】では、明和五年(一七六八)には、毎年約三十両を取立てる計画であったものの、実際には「金四両三分永四拾八文四分 子年取立、金壹両壹分永百三拾九文五分 丑年取立」のように毎年五両さへも取立てることができなかったことがわかる。こうした返済状況から、三ヶ年中に返済されなかった元金・利足分に對して、地所を抵当として、その作徳を鎮守建立金の返済分に当てる措置が取られている。

ここで、実際に借主となった人物を一人取り上げ、返済の様子を分析したい。【表3】は、宝曆六年(一七五六)に金二分を借り受けた「太左衛門」が安永七年(一七七八)にその地所を鎮守分として引き当てるまでの過程を各文書から抜き出したものである。太左衛門は、金二分を借り受けてから約十年後の明和四年(一七六七)に、利分の未返済分「 \times 永九百九拾三文」がある。その三年後の明和七年(一七七〇)には、元利合わせて「 \times 金壹両壹分永式百四拾三文」もの返済分がある。この翌年には、返済分の地所として「屋敷五畝拾三步 居屋鋪」差出している。地所を差出したものの、返済は順調には行かず、安永七年(一七七八)には、再度「一、金四両貳分永式百拾八文八分」分として、「畑五畝拾五歩 原通り」と「畑五畝歩」を差出している。太左衛門のように地所を差出した者は多く、その地所から得られる作徳を「鎮守分小作」として返済分にあてていたことがわかる。この「鎮守分小作」地から収納された作徳は「鎮守小作取立帳」に年々記載され、天明七年(一七八七)まで作成されている。天明八年(一七八八)には「鎮守地代金年賦割帳」が作成されている。

表3 太左衛門返済記録

和暦	西暦	記載事項	文書名
宝曆六年	一七五六	一、金式分 当支利	「鎮守宮建立金預ヶ帳」 新井(仇)家文書一四四九
明和四年	一七六七	前々利 一、永七百四拾四文式分 右之利 一、永百四拾八文八分 \times 永九百九拾三文 壹ヶ年分出辻 (中略) 永四百九拾七文七分 内 永式百四拾八文八分 此錢壹貫四拾三文	「鎮守宮建立金元利三ヶ年賦割帳」 新井(仇)家文書一四四三
明和五年	一七六八	一、金式分 一、金三分永式百四拾三文 \times 金壹両壹分永式百四拾三文	「鎮守宮建立金元利仕上帳」 新井(仇)家文書一四四二
明和七年	一七七〇	一、金壹両壹分永式百四拾三文太左衛門 一、金壹両壹分永式百四拾三文市五郎分 \times 金式両三分永式百三拾六文 内屋敷五畝拾三步居屋鋪	「鎮守宮建立金地所請取帳」 新井(仇)家文書一四三七
明和八年	一七七二	一、金四両貳分永式百拾八文八分 内 本歩下畑壹畝廿八歩 畑五畝拾五歩原通り 此金式両壹分永式百廿五文 本歩(割書)一屋敷壹畝廿七歩數拾壹歩 畑五畝歩 此金式両永式百四拾三文八分 \times 金四両貳分永式百拾八文八分	「鎮守金方田畑請取帳」 新井(仇)家文書一四七七
安永七年	一七七八		

【史料五】 鎮守地代金年賦割帳

(前略)

右は、前々鎮守宮建立金之義、濟方無之地所請取二而、金子借替造立致置候処、此度上寺御普請二付、右之金子相濟申度、四組相談之上元地主又ハ小作人中取主ニ相極メ証文相渡候上、地代金二利分加五

ケ年ニ割合相済候旨ニ御座候、然上ハ地代金与申□ニ建立金ニ相成候間、豊凶共年々無滞相可申候、万一相滞候ハ、地所取戻シ四組了簡次第二可致候、其節異義申間鋪候、為念立会印形致置申候、以上

天明八年

久保田村

申三月

名主 政五郎[㊦]

同 八郎右衛門[㊦]

同 十兵衛[㊦]

同 佐五右衛門[㊦]

与頭 直右衛門[㊦]

同 林右衛門[㊦]

同 義兵衛[㊦]

同 良藏[㊦]

取主 新右衛門[㊦]

同 与八[㊦]

同 市之丞[㊦]

同 金兵衛[㊦]

同 次助[㊦]

同 善八[㊦]

同 弥惣次[㊦]

同 忠右衛門[㊦]

同 庄之助

【史料五】をみると、鎮守宮建立金の返済を完了できなかった計九人

武蔵国横見郡久保田村における村鎮守造営と新井家（太田）

の借主に対し、鎮守建立金としての返済は取り止め、地所代金として五ヶ年賦で代金を返済する証文を取り交わしていることがわかる。返済が完了しなかった場合は、地所を村持とし管理することになった。「鎮守地代金年賦割帳」では返済の記録も記されており、寛政九年（一七九七）に皆済されたことがわかる。造営作業は、安永八年（一七七九）に終了していたが、その資金面は造営以後も負債を残す結果となつたのである。

約三十年に渡る資金調達を行っていた時、久保田村は幕領から佐倉藩領の飛び地へと支配替になり、新井家では当主が、五代目久太夫が亡くなり、七代目宇左衛門が名主役を引き継いでいる。【表2】で分析した「鎮守建立金預ヶ帳」は久太夫から宇左衛門へと引き継がれ、書かれていた様子が見て取れる。新井家文書には借用金の取立帳簿に関して、各組分のもと、四組分をまとめたものがのこされている。²⁵各組名主が回収した返済金（作徳分も含む）を新井家が管理していた。また、収入分だけでなく、支出分を書上げた「鎮守宮雑用覚帳」、²⁶「鎮守宮当用控帳」²⁷などものこされており、鎮守造営に関する会計面は新井家などの村役人層が担っていたと考えられる。

（二）人足負担

実際の造営事業は安永五年（一七七六）より行われた。鎮守の建立という点、一般的には宮大工が中心となり社殿を造り上げる。久保田村においても、岩殿町の宮大工林源藏を頼み、社殿を造営している。²⁸しかし、全ての作業を専門の職人が手掛けるわけではない。

社殿の造営作業の次第は以下のように書きのこされている。

安永六年	1777	正	19	板櫃手伝		3		3	
		4	9	上寺細工小屋破り		3	宇左衛門	4	
		8	14	上寺北ノ細工小屋破り		2		2	
			15	上寺北ノ細工小屋破り		6	宇左衛門	7	
		9	2	宮山櫃木伐		2		2	
		10	7	宿より瓦付	左内・幸七・金右衛門・浅右衛門			4	
					廊下瓦葺手伝		6		6
				晦	岩殿より櫓引取		3		3
		11	7		熊谷口貫		1		1
			19		野村江書状持参		1		1
		安永七年	1778	2	13	熊谷口貫		1	
4	14			鋸屋金具		1		1	
	18			金谷江砂利貫		1		1	
					宮山江掃除	32	宇左衛門・政五郎・左内	35	
19					金谷砂利付	久右衛門・源次・直右衛門・孫七・政五郎・藤七・浅右衛門・十蔵・佐平次・佐内・久八・十右衛門・藤八・専七・三左衛門・寺・定右衛門・与三郎・清助・源右衛門・与八・義兵衛・市右衛門・嘉七・勘右衛門・宇右衛門・半之丞・代治郎・千之丞・七右衛門・茂八・義兵衛・与八・源右衛門・嘉七・定右衛門・久右衛門・与三郎・藤七・孫七・清助・専七・十右衛門・佐平次・三郎左衛門・浅右衛門・左内・十蔵・勘右衛門・市右衛門・久八・十兵衛・安左衛門・寺・直右衛門・伊平次			56
					岩殿江絵図板付	茂左衛門・半兵衛	2		2
					川越江邊宮買物		1		1
					宮山江掃除		13		13
20					上屋内砂利鋪	6	宇左衛門・左内	8	
21					岩殿江大般若并呼使	1		1	
					御備築取集	4		4	
					御備築しらけ申	1		1	
					江綱江板櫃呼使	1		1	
22					御院江大般若	1		1	
					正邊宮泊番	6		6	
23					岩殿江大般若持参	17		17	
					茶番	3		3	
			泊番	6		6			
24			岩殿江大般若返し	11	幸助	12			
10	27		宮山切添	10	宇左衛門・左内	12			

【史料六】安永五年 鎮守宮建立人馬遺方帳²⁹⁾

(表紙)

安永五年

鎮守宮建立人馬遺方帳

申八月

┌

- 一、上寺へ八月七日村役人会合之上宮建積り相決申候
- 一、九日貸付金組々ニ而借主会合、相談申合候
- 一、十一日上寺ニ而惣氏子寄合相談申候
- 一、十二日上屋木買申候
- 一、廿八日上屋斧立致申候
- 一、九月二日下遷宮いたし候
- 一、三日本社地形ニ置申候
- 一、十一日拝殿立申候
- 一、十三日上屋細工置申候
- 一、十五日拝殿くし留申候

(後略)

【史料六】によると八月七日に上寺（無量寺）へ村役人が会合し、九日には【表二】に記載されている鎮守金の借主が会合を持ち、建立作業の確認を行っている。九月二日には下遷宮を行い、新たな社殿の建立作業が行われたことがわかる。そして、造営作業の寄合は、別当寺である無量寺が使用されている。

表4 鎮守宮建立人馬遺方帳にみる建立作業表 *新井(兎)家文書2462「鎮守宮建立人馬遺方帳」より作成

年	西曆	月	日	用件	人馬	人足数	才領	合計人数			
安永五年	1776	8	5	岩殿より檜引取	直右衛門・孫七			2			
			12	上屋木買		7		7			
			13	上屋木伐		20	浅右衛門・十兵衛・宇左衛門	23			
			14	上屋木取		22	左内・十兵衛・宇左衛門	25			
			16	木取小屋起		14	宇左衛門・十兵衛	16			
			24	地形土御神池堀		16	政五郎・宇左衛門	18			
			25	拝殿地形并木切		26	義兵衛・左内・宇左衛門	29			
				柏崎江木挽□		1		1			
			27	上屋破り葺丸キ		9	左内・宇左衛門	11			
			28	上屋破り竹付		11	宇左衛門	12			
			9	3	本社地形土持人足		22	左内・政五郎・宇左衛門	25		
				4	本社拝殿地形直し		16	長左衛門・宇左衛門	18		
				8	大門直し		9	左内・宇左衛門	11		
				11	拝殿立并板木持寄		14	左内・政五郎・十兵衛・宇左衛門	18		
				12	拝殿屋簷并屋根板挽		17	左内・政五郎・宇左衛門	20		
				14	村中葦草竹等奉加付	半兵衛・金右衛門			2		
					拝殿葺手伝		16	政五郎・宇左衛門	18		
				15	拝殿葺手伝		9		9		
				16	板櫃手伝		2		2		
				18	拝殿足代取竹付并木伐		3		3		
				23	松崎石屋江催促		1		1		
				28	熊谷并万吉江石買		1		1		
				29	本社笠橋并愛宕地形		16	政五郎・宇左衛門	18		
				10	29	万吉より居石付	源右衛門			1	
					晦	万吉より居石付	喜左衛門・義兵衛・宇左衛門			3	
				11			本社并上屋竿□		13	佐内・政五郎・宇左衛門	16
					朔	愛宕地形上屋居石		14	政五郎・宇左衛門	16	
		3			上屋建手伝		27	宇左衛門	28		
		4			上屋結物足代・竹買		20	直右衛門・左内・宇左衛門	23		
		5			柏崎より板付	十兵衛・市右衛門			2		
			上屋家陳并糞細繩集ル			13	直右衛門・源右衛門・宇左衛門	16			
		6	根小屋より山萱付		清助・宇右衛門・金右衛門・安左衛門・伊平次・源右衛門・専七・藤七・嘉七・浅右衛門			10			
			寄進ノ重付		宇左衛門			1			
			上屋葺手伝			17	宇左衛門・政五郎・左内	20			
		7	根小屋より山萱付		藤八・与八・幸七・久左衛門・七右衛門・半七・十右衛門・久右衛門・宇平・十蔵・藤左衛門・安左衛門・政五郎・孫七・武左衛門・代治郎			15			
			上屋葺手伝			14	宇左衛門・左内	16			
		8	根小屋より山萱付		藤八・半七・宇右衛門・専七・庄兵衛・市右衛門・喜右衛門・宇左衛門・金右衛門・嘉平次			10			
			寄進ノ重付		宇左衛門			1			
			上屋葺手伝			9	宇左衛門・左内・政五郎	12			
			□子物集メ并板立等			8		8			
		9	上屋葺留手伝			12	宇左衛門・左内	14			
		10	上屋葺留手伝并片付			3		3			
		11	五反田より鋪石引取			35	政五郎・左内	37			
			家根手伝并片付			1		1			
		12	古氷より板木付		久右衛門・新太郎・半之丞・与八・専七			5			
			五反田より鋪石引取			22	左内	23			
			家根手伝并片付			4		4			
		14	松崎より鋪石引取			21	政五郎	22			
		15	古氷より板木付		浅右衛門	1		2			
		16	五反田より鋪石引取			7		7			
		19	石屋手伝			2		2			
		20	石屋手伝			2		2			
		21	石屋手伝		1		1				
		12	2	熊谷□買		1		1			
			10	野本砂利付	十兵衛・十右衛門・喜右衛門・定右衛門			4			
			14	本社建持運		4		4			
			15	本社建持運		3		3			
16	本社建持運			2		2					
17	本社持運			1		1					
18	□田江酒買			1		1					
	本社建手伝			3		3					
19	岩殿江棟上祝付		宇左衛門・十兵衛・直右衛門・定右衛門			4					
	棟上二付立働			7		7					
20	岩殿江返物		1		1						
	御備賦		2		2						

武蔵国横見郡久保田村における村鎮守造営と新井家(太田)

「鎮守宮建立人馬遺方帳」には、実際に作業を行った人足が書上げられている。【表4】を見ると安永五年（一七七六）の作業量が多く、熊谷や万吉（大里郡）、古水（比企郡）への物品買い入れだけでなく、「地形土・御神池堀」など実際の建設作業も村人が手伝として参加していたことがわかる。安永六年（一七七七）には「上寺細工小屋破り」など作業小屋の片付けに入っており、具体的な建設作業は終了していたことがわかる。作業内容をみると「御神池堀」や「本社地形」「愛宕地形」など新たに施設を造るものが大半であり、この造営が単なる改修ではなく、新規の造営作業であったことがわかる。

作業の指揮をとる才領は、「宇左衛門」や「十兵衛」などの各組名主が担当していた。各名主の才領を担当した回数を比較してみると、宇左衛門が二十八回、左内（惣兵組与頭）が十八回、政五郎が十一回、十兵衛が四回となっている。村役人層は、主体的に造営作業を運営していた。

（三）遷宮祭礼

安永七年（一七七八）四月、遷宮の祭事が執り行われた。祭事の次第は宇左衛門の手によって書き留められている。

【史料七】安永七年 「鎮守御遷宮次第書上」³⁹⁾

後訓

一、鎮守御遷宮次第、廿二日夕方小宮遷し致置候而、夜二入御本社

道筋新薦を鋪候而、一手燭新井多の八、二香炉勝田政五郎、三御弊吉沢十兵衛、四田照御院、五成紀房、六御神体新井宇左衛門、七綸旨箱長嶋左内、各上候二而、（行間挿入）「経机森源蔵」御供并惣氏子御修法之内百度巡り仕候而、御神酒頂戴罷帰申候、翌日大般若転読（割書「中食御宮、夕飯上寺」二而上申候、三日め湯立興行相仕舞申候

安永七戊戌年四月

祭事は四月二日より開始され、同二四日まで行われた。二二日夜には仮宮より御神体などを建立された社殿へ遷す祭事が行われている。祭礼の行列は、新井宇左衛門の息子である新井多の八を先頭に、名主勝田政五郎、名主吉沢十兵衛、その後には別当無量寺の住持である円照、その弟子の成紀房と続き、御神体を名主新井宇左衛門、綸旨箱を惣兵衛組与頭長嶋左内が持ち、宮大工である森源蔵が経机を持った。

各村役人の行列における役割を見ると、香炉と幣を持つ勝田政五郎・吉沢十兵衛よりも、御神体と綸旨箱を持つ新井宇左衛門・長嶋左内の方が重要な立場であると言える。新井宇左衛門の宇左衛門組と惣兵衛組は上両組と呼ばれ、久保田村の北部に位置し、他の二組に比べ地理的にも近い場所にあった。鎮守祭礼については上両組が、中心の役割を担っていたことがわかる。

祭礼の内容を見ると、百度巡り・大般若転読などの仏教行事が執り行われている。祭礼に使用された大般若経は、横見郡御所村にある岩殿山安楽寺より借り出されている。

【史料八】「鎮守様御遷宮之儀二付書状」³¹⁾

(端裏書)

「新井宇左衛門様 安楽寺

貴報

」

御書忝拝見仕候、如貴命先月は緩々預御馳走忝仕合奉存候、先以鎮守様御遷宮も弥々廿三日吉撰二付、般若転読之恩召二付、経貸之義被仰越御尤と奉存候、当日御人被遣可被下候、御札板木之義は昨日成紀師御持参被成候間、左様被思召可被下候、然ハ十一日頃多之八殿御持成候段、其残今日為御持被遣慥受取申候、乍末筆此間之御馳走旁々御札宜敷申上度と師も被申付候、乍憚御家内様方何分宜鋪奉頼上候、且過頃ハ箒苗御無心申上候処、式反計も植付候□被下候儀、多之八殿迄申上候処、沢山ニ被下不浅忝奉存候、併いまた不足ニ御座候間、又々御残も御座候ハ、申請度奉存候、万喜拝顔之節と早々御答申上候、以上

卯月廿一日

安楽寺

新井宇左衛門様

二白鋸屋方地丁金物被仰付候段、御尤之御事奉存候、誠難被差置義と奉存候、相残候ハ、扨々結構成出来形実々美尽候ニトハ此宮之御事ト奉祝置候、已上

【史料八】は、祭礼前日に、安楽寺から新井宇左衛門宛に出された書状である。この書状では、大般若経貸出についての手順が述べられており、その過程で別当寺の弟子成紀と並んで新井多之八が挙げられている。また、新井家との関わりとして、新井家より箒苗を贈られていることが述べられている。新井家は、これより以前の明和二年（一七六五）に、安楽寺へ時之鐘料として地所を寄進しており、家として安楽寺と関係していた。

鎮守遷宮の祭礼は、別当無量寺の仏教行事に基づく祭礼が執り行われていたことがわかる。そこには神職の参加は確認できない。祭礼の執行には、久保田村の中でも上面組が中心的役割を果たしており、特に名主新井宇左衛門家は他寺院と交流を持つなど、重要な立場にあった。

四 造営後の鎮守経営

安永七年（一七七八）の鎮守造営完了以降、鎮守の経営はどのように行われたのか。それを示す史料が【史料九】である。

【史料九】寛政十年 「鎮守上屋末社鳥居外修復入用之為

地所引渡一札請取二付書付」³³⁾

一札之事

下田壹反三セ拾歩

字八反町

佐五右衛門組

右は当村鎮守上屋・末社・鳥居等之義前々より貴寺様ニ而御修復被成下候処、近来御宮造営ニ付、拝殿等相増候ニ付、書面之地所修復料増免ニ引当置、村方ニ而支配致候得共、末々ニ相成等閑ニも相成候而は不宜候ニ付、此度相談之上貴寺様へ御引渡申候、然ル上ハ已来右之地所貴寺様ニ而御支配被成、御年貢・諸役・御勤・作徳ヲ以破損之場所出来候節ハ御修復被成可被下候、且又人足等之義ハ是迄之通村方ニ而差出可申候、為後日相渡申一冊仍而如件

横見郡久保田村

寛政十戊午年二月

名主 十郎右衛門印

同 佐五右衛門印

同 政五郎印

十兵衛組

組頭 義兵衛印

同 千之丞印

同村

無量寺

真常様

右証文書通造ニ請取申所相違無御座候、已上

午二月

無量寺印

村役人中

【史料九】は寛政十年（一七九八）に、久保田村名主から無量寺の住持に対して、村持となっていた耕作地を無量寺へ返す旨が述べられており、無量寺の請印が押されている。この文書を見ると、「近来御宮

造営ニ付、拝殿等相増候ニ付、書面之地所修復料増免ニ引当置、村方ニ而支配致候」とあり、修復料の増免に引き当てるため、寺に代わり村方がその管理を行っていた事実が述べられている。寛政十年（一七九八）は、造営より約二〇年経っており、その修復料の収支が完了し、耕作地の管理を寺に戻している。この耕作地は当然ながら無量寺の朱印地であると考えられる。
後年の史料になるが、無量寺の御朱印地については【史料一〇】があげられる。

【史料一〇】 文化八年 寺院神社御除地書上帳34

（表紙）

一 文化八年

寺院神社御除地書上帳扣

未 武蔵国横見郡

四月 久保田村

」

御朱印地

一、寺境内（割書）「東西百拾七間、南北式拾間半」 広楽寺

真言宗

真言宗

御朱印地

一、寺境内（割書）「東西百式拾六間、南北五拾壹間」 無量寺

愛宕山

御朱印地

一、高拾石

同寺

此反別田畑壹町九反壹畝拾八步

御朱印地境内之内

横見神社

一、飯玉社 (割書)「東西七拾貳間、南北貳拾三間半」 同寺支配

一、寮庵之類御除地無御除地無御座候

右は此度御除地・御朱印地御尋ニ付奉書上候処、相違無御座候、已上

文化八末年四月

横見郡久保田村

名主 十郎右衛門

同 佐五右衛門

同 長藏

中組

与頭 義兵衛

同 半右衛門

同 源右衛門

百姓代 十右衛門

同 清助

御役所様

【史料一〇】は文化八年(一八一二)に、久保田村内の除地に関して、村方が書上げ、佐倉藩に提出した文書の控である。これを見ると、無

武蔵国横見郡久保田村における村鎮守造営と新井家(太田)

量寺の御朱印地は境内地の外に、田畑が「壹町九反壹畝拾八步」あったことがわかる。【史料九】で引き渡された地所を寺持の耕作地とし、その作徳を鎮守の修理料などに当てていたと考えられる。こうして、村鎮守の経営は、別当寺である無量寺に預けられ、久保田村における鎮守造営事業は終了した。【史料九】では、「人足等之義ハ是迄之通村方ニ而差出可申候」と今後の修復についても村方が人足を負担するとしている。ここにおいて、久保田村の村鎮守の運営は確立されたのである。

五 おわりに

久保田村では一八世紀前半まで、実質的な村鎮守と呼ばれる神社は確立されていなかった。一八世紀中頃には、新たな神社が二社勧進され、その動きを受けて一八世紀後半には村役人層を中心とした村鎮守造営事業が始まる。この時期、村役人層は土地を集積し、各家で小作経営を行っていた。久保田村は村内が四組に分かれており、檀那寺も一ヶ寺ではなかった。こうした状況の中で、村役人層は村人を動員し、村鎮守を創出することで、村内の運営を円滑に行い、村の結集を確立しようとしたのである。

この後、飯玉明神社は『新編武蔵国風土記稿』において「横見神社」と掲載され、久保田村だけではなく周辺村の鎮守として紹介されている。村役人層は、村鎮守を中心に同地域における久保田村の地位を確立しようとしたと考えられる。

村鎮守が造営された時期は、新井家において当主が俳諧を嗜んでいた時期である。従来指摘されている通り、俳人は全国にそのネットワ

一クを持ち、文化面に限らず政治動向などの様々な情報をやり取りしていた。造営事業において中心的な役割を果たした第七代当主宇左衛門も、全国の俳人とネットワークを持ち、情報を収集していた。このような活動と、鎮守造営との関係は今後の課題としたい。

註

- (1) 西木浩一「近世「長吏」村の信仰と地域秩序―武蔵国下和名村を事例として―」『地方史研究』二五一号、平成六年一〇月
- (2) 朴澤直秀「近世中後期における在地寺院の運営をめぐって―関東・新義真言宗を中心に―」『史学雑誌』一〇六編八号、平成九年九月
- (3) 田中洋平「近世武蔵国に於ける村鎮守と別当寺―村鎮守別当の宗派別特徴―」『風俗史学』一八号、平成一四年一月
- (4) 田中洋平「近世の村鎮守祭祀をめぐる別当寺の動向―武州入間郡上寺山村本山派修験林藏院を事例として―」『風俗史学』二四号、平成一五年七月
- (5) 新井家の家伝については『新井(僂)家文書目録(一)』解説を参照のこと
- (6) 新井(僂)家文書五〇三・五〇四・五〇五・五〇六・五〇七・五〇八・五〇九・一〇一〇・一〇一一・一〇一二・一〇一三・一〇一四
- (7) 万治二年(一六五九)分【新井(僂)家文書四一〇九】より明治四年(一八七二)分【新井(僂)家文書五七九一】まで約三百年間、約三五〇通がのこされている
- (8) 宝永六年(一七〇九)分【新井(僂)家文書七五七】より明治三年(一八七〇)分【新井(僂)家文書三八三四】まで約百五十年間分ののこされている
- (9) 俳人としての新井宇左衛門(野松)に関する先行研究は、小林甲子男「東武獅子門の俳人 新井野松(一)」(4)『獅子吼』第八四卷第九(一二二)号、平成一二年)が挙げられる
- (10) 新井宇左衛門(野松)の筆跡については、針谷浩一「久保田村新井家に縁のある俳人たち―その一―孤柳園山童と鏡裏坊野松―」(文書館紀要 第二四号、平成二三年三月)を参照のこと
- (11) 延享二年(一三〇九)分【新井(僂)家文書二一八四―二二】
- (12) 新井(僂)家文書二九七七

- (13) 写しであるが、新井(僂)家文書五四四五・五四四〇がのこされている
- (14) 新井(僂)家文書五〇二・二八八六・二八八七・二八八八・二八八九の計五冊がのこされている

- (15) 『近世寺院史料叢書1 武蔵国息隠院文書』(昭和五八年七月、東洋文化出版)五二頁、「久保田村無量寺法流相續願書」、「久保田村無量寺起立書」享保十八年「武州横見郡久保田村四組村差出(村明細帳)」【新井(僂)家文書四一三】

- (16) 新井(僂)家文書二九七七のはさみこみ文書
- (17) 註1西木論文

- (18) 宝暦一年「久保田村四組抜出帳」【新井(僂)家文書五五六】による
- (19) 明和二年(一七六五)分【新井(僂)家文書二四五〇】より明和七年(一七七〇)分【新井(僂)家文書二四四二】まで全五冊ある。
- (20) 新井(僂)家文書二四四三
- (21) 新井(僂)家文書二四三七
- (22) 安永七年(一七七八)分【新井(僂)家文書二四七三】より天明七年(一七八七)分【新井(僂)家文書二四九五】まで全十四冊ある。
- (23) 新井(僂)家文書二四九六
- (24) 安永六年(一七七七)に關しては、十兵衛組分【新井(僂)家文書二四七二】、政五郎組分【新井(僂)家文書二四七二】、宇左衛門組分【新井(僂)家文書二六九四】、佐五右衛門組【新井(僂)家文書二六六三】など
- (25) 安永五年(一七七六)分【新井(僂)家文書二四六三】など
- (26) 安永五年(一七七六)分【新井(僂)家文書二四六八】など
- (27) 新井家文書には源藏に支払われた飯料の請取帳簿がのこされている【新井(僂)家文書二四三八】など
- (28) 新井(僂)家文書二四六二
- (29) 新井(僂)家文書八九三九
- (30) 新井(僂)家文書八九二五
- (31) 明和二年(一七六五)「鐘建立之際地所寄附二付証文」【新井(僂)家文書五四四二】
- (32) 新井(僂)家文書五七九四
- (33) 新井(僂)家文書六七六七
- (34) 新井(僂)家文書六六六七

【付記】本論文は、平成二三年十月十五日開催の国史学会十月例会で発表させていただいた題材を大幅に加筆・修正したものである。